

工事及び工事に附属する委託の積算における開札後の積算内訳書の 閲覧及び疑義への対応について

工事及び工事に附属する委託において、入札及び契約の透明性・公正性をより高めるため、開札後に市の積算内訳書の閲覧ができます（調査基準価格適用案件等を除く）。また、市の積算について入札書を提出した者（以下「入札者」という。）からの疑義申し立てがあった場合には、次のとおり対応することとします。

1 開札後の入札保留について

開札後に、市の積算内訳書の閲覧及び疑義の申立期間を設けるため、入札を一時保留とします。

2 電子入札システムで保留通知書を発行

保留通知書で明示した「最低入札価格」を入札した方（落札候補者）は、「落札候補者となった者が提出する書類」を開札日の翌開庁日午後5時までに契約検査課に提出してください（ファックス可、後日原本を提出してください。）。期限までに提出のない場合は、無効となりますのでご注意ください。

なお、落札候補者となった者が提出する書類を提出しても、疑義の申立てにより、最終的に入札が無効となる可能性があります。ご了承ください。

3 積算内訳書の閲覧

開札後に、入札者は、市の積算内訳書の閲覧ができます。

（写真撮影可・コピー不可・持ち出し不可）

なお、市の積算内訳書は1部しかないので、順番をお待ちいただく場合があります。

(1) 閲覧期間

開札（保留通知書発行時点）から開札日の翌開庁日の正午まで

(2) 閲覧場所

契約検査課執務室（変更の場合あり）

(3) 閲覧できる方

当該入札案件における入札者（辞退者、入札書が不着であった者を除く）

(4) 持参していただくもの

貴社の積算内訳書（表紙に社名、代表名、代表者印を必ず明示してください。
なお、入札時に添付した入札価格内訳書ではありません。）

※ 閲覧できる「市の積算内訳書」は、一般財団法人建設物価調査会及び一般財団法人経済調査会が発行する刊行物から引用した単価等がある場合、それを除いたものとします。

4 疑義申立

入札者は、市の積算内訳書を確認後、貴社の積算内訳書と比較し、疑義のある場合には市に申立をすることができます。

(1) 疑義申立の対象

市の積算内訳書を確認しないと判明しない事項を対象とします。（入札前の質問で対応すべき事項については申立の対象としません。）

(2) 疑義申立期間

開札（保留通知書発行時点）から、開札日の翌開庁日の正午まで

(3) 市に提出する書類

ア 積算内訳確認申出書（鎌倉市ホームページの「鎌倉市における入札及び契約に関する制度等について」からダウンロードしてください。）

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiyaku/index.html>

イ 貴社の積算内訳書（表紙に社名、代表名、代表者印を必ず明示してください。）

5 疑義申立がない場合

入札を続行し、疑義申立期間が終了した翌開庁日（予定）に、開札結果のとおり落札者を決定します。落札者決定通知書を電子入札システムで入札者全員に発行します。

6 疑義申立があった場合

① 疑義申立期間の終了時に「疑義申立内容調査のため保留とする」旨の保留通知書を電子入札システムより入札者全員に発行します。

この保留通知書の発行日から次に当該案件に対する「落札者決定通知書」又は「入札無効による不調通知書」を電子入札システムより発行するまでの間を「疑義申立内容調査期間」とします。

② 市は、疑義申立者に対して、疑義申立期間が終了した翌々開庁日の午前10時までに、「積算内訳確認結果について（回答書）」及び「積算内訳確認申出書の回答に対する確認書」をメール又はファックスで送信します。

③ 疑義申立者は、速やかに内容を確認し、回答内容を了承する場合は、市が回答等を送信した日の正午までに「積算内訳確認申出書の回答に対する確認書」に了承の旨を記入し、メール又はファックスで契約検査課に送信してください。指定時間までに「積算内訳確認申出書の回答に対する確認書」が契約検査課に届かない場合は、疑義申立者が回答内容を了承したものとみなします。

④ 疑義申立者は、市の回答内容を了承しない場合、回答書等を送信した日の正午

までに契約検査課に電話連絡のうえ、当日午後3時以降の指定した時間に契約検査課にご来庁ください。その際に回答内容について担当課からご説明しますので、社名・代表者名・代表者印を明示した「積算内訳確認申出書の回答に対する確認書」をお持ちください。なお、市が指定した時間に来庁できない場合は、説明は行いません。

⑤ 全ての疑義申立者から、回答内容が了承されたことが確認できた後、次のとおり、決定します。

(1) 積算誤りがなかった場合

疑義申立てがあったが、調査の結果、市の積算に誤りがなかった場合は入札を続行し、当初の開札結果により落札者を決定します。

(2) 積算誤りがあった場合

疑義申立てがあり、調査の結果、市の積算に誤りがあった場合は、次のとおり入札の有効・無効を決定します。

ア 市の積算に誤りがあったが、落札候補者に変更が生じない場合

入札は有効とします。入札を続行し、当初の開札結果により落札者を決定します。この場合、契約は落札金額で締結し、後日、積算誤りを修正した設計金額に落札率を乗じた額で変更契約を締結します。

落札候補者には、積算誤りを修正して積算し直した額と変更後の契約金額を速やかに連絡しますが、落札候補者が契約を望まない場合は入札を無効とします。

イ 市の積算に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる場合

入札を無効とし、中止します。原則として後日再度公告入札を行います。

※ 市の積算に誤りがあった場合は、その内容及び入札の効力を説明した書面を入札情報サービスシステムの入札結果に添付してお知らせします。

7 再度公告入札について

市の積算に誤りがあり、開札後に無効として取りやめた入札は、設計の内容を一部変更し改めて再度公告入札を行います。

この再度公告入札は、原則として「無効とした入札の参加資格の認定を受け、かつ入札書を提出した者であること（辞退者、入札書不着者を除く）」を参加要件とする条件付き一般競争入札とします。

なお、通常の入札期間より期間を短縮することがあります。

8 その他

- (1) 説明文中の期日及び期間は、開庁日（土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始を除く）により設定しています。ただし、公告文や発注概要書に指定する日がある場合は、その日を優先しますので必ず確認してください。
- (2) 市の積算内訳書の閲覧及び疑義の申立にあたり、契約検査課及び担当課では迅速な対応に努めますので、事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

鎌倉市総務部契約検査課

TEL : 0467 (23) 3000 (内線2253、2238)

0467 (61) 3985 (直通)

FAX : 0467 (23) 7901

Email : keiyaku@city.kamakura.kanagawa.jp

URL : <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiyaku/index.html>